

第9期

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度(2024年度～2026年度)

概要版

だれもが人として尊重され、
安心して住み続けられる地域共生社会をめざす

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(以下「本圏域」という。)においては、「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を基本理念とし、これまでの本圏域における介護保険事業の取組やこれまでの国・県の動向等を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて事業を推進していきます。

計画策定の背景と趣旨

わが国では人口が減少するなか、高齢者の急激な増加が進み、令和5(2023)年10月1日現在、総務省統計局の人口推計によると65歳以上の高齢者人口は3,622万人(概算値)、高齢化率は29.1%となっています。

また、令和5年版高齢社会白書によると、今後は「団塊ジュニア世代(昭和46年から昭和49年頃に出生した世代)」の高齢化により、高齢者人口は令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。

本圏域の高齢化率は令和5年10月1日現在で27.4%と、全国の数より若干低いものの、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率28.6%となる見込みです。

これまでも、「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を基本理念として、介護サービス基盤の整備や介護予防、生活支援サービス、認知症対策の充実等、各種政策を推進してきました。

鳥栖地区広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)は、これまでの取組を継承しつつ、国における制度改正や本圏域における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、本圏域を構成する鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町の1市3町と連携しつつ、持続可能で安定した介護保険事業の推進を図る計画として策定します。

計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定された計画であり、3年間で1期として各期で見直しを行うもので、今回が第9期となります。

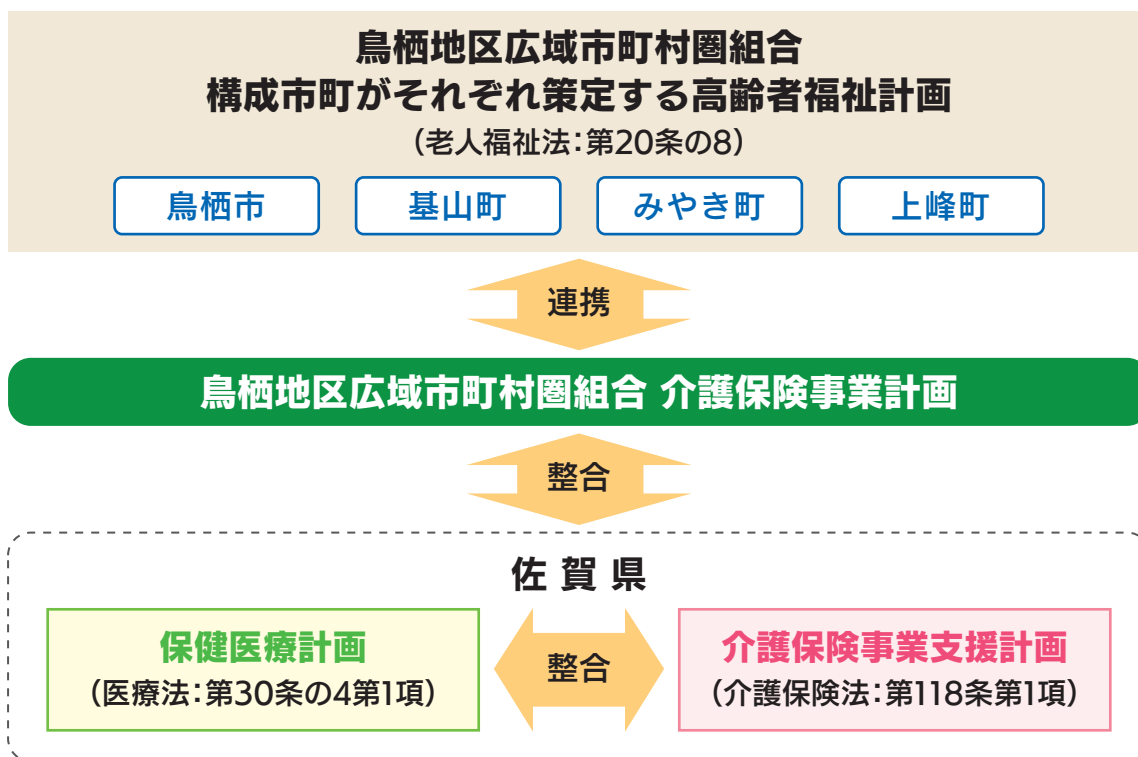
介護保険法 第117条 第1項

市町村は、基本指針※に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

※基本指針とは、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を指します。

本計画は、本圏域を構成する1市3町(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)が老人福祉法に基づき策定する市町老人福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)と連携のとれた計画です。また、県が策定する介護保険事業支援計画や保健医療計画及び県、市町が策定する地域福祉計画などの関係する計画と調整・整合した計画となっています。

【計画体系における位置づけ】



計画の期間

本計画(第9期計画)は、介護保険法の規定に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年を計画期間とします。

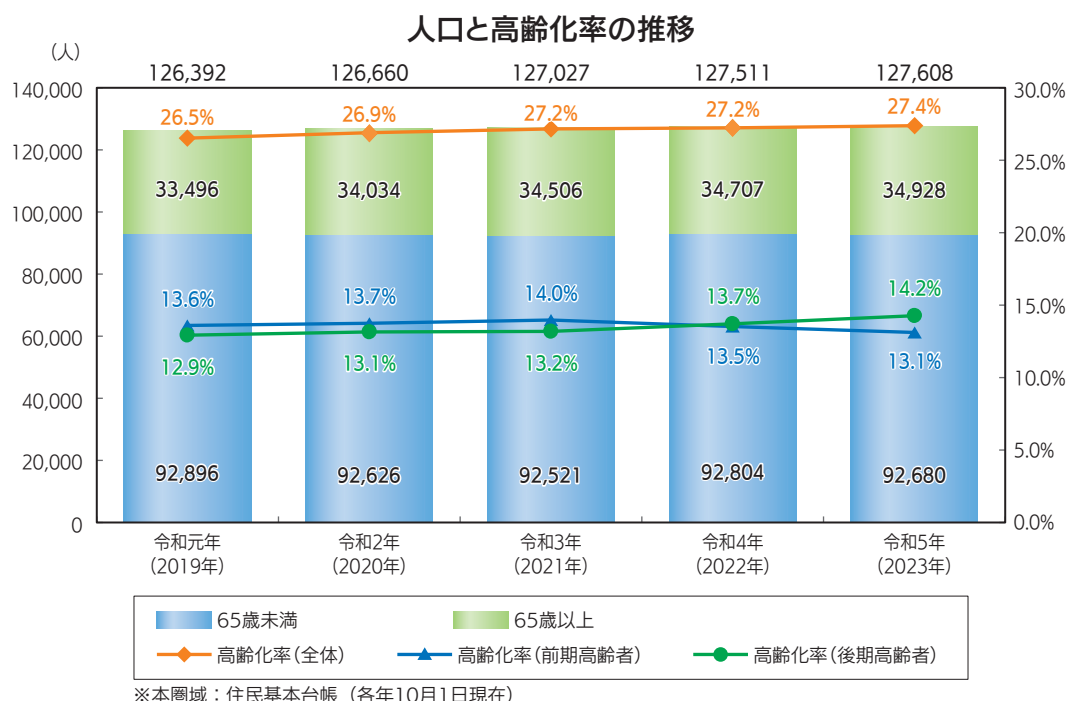
なお、「団塊ジュニア世代」が65歳以上に達するとともに、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有するなど様々なニーズのある高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和22(2040)年度の人口やサービス水準等も推計し、中長期的な視点に立って策定します。

高齢者を取り巻く現状

【人口と高齢化率】

本圏域における令和5(2023)年10月1日現在の高齢者人口は34,928人で、高齢化率は27.4%となっています。

令和元(2019)年度と比べると、高齢者人口は1,432人の増加、高齢化率は0.9ポイントの増加となっています。前期高齢化率(65歳以上～75歳未満)と後期高齢化率(75歳以上)については、前期高齢化率が令和3(2021)年度を境に減少に転じている一方、後期高齢化率は年々延びており、令和4(2022)年度以降は前期高齢化率を上回っています。



【高齢者のいる世帯】

本圏域の高齢者のいる世帯は、平成7(1995)年から令和2(2020)年に約1.8倍に増加し、20,846世帯となっています。また、高齢者の単身世帯(ひとり暮らし高齢者世帯)は、同期間に約3.7倍に増加し、4,742世帯となっています。

(単位：世帯)

	国 勢 調 査					
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総 世 帯	33,206	36,838	39,941	42,755	45,849	49,231
高 齢 者 の い る 世 帯	11,307	13,197	14,992	16,789	19,242	20,846
うち単身世帯	1,275	1,880	2,409	3,008	3,885	4,742
総世帯に占める高齢者のいる世帯割合	34.1%	35.8%	37.5%	39.3%	42.0%	42.3%
うち単身世帯	3.8%	5.1%	6.0%	7.0%	8.5%	9.6%

【評価・判定結果の概要 ～介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から～】

国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、調査結果から、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加に係る12項目について、評価・判定を行うことができます。

リスク該当者の割合は、全体では『社会的役割』(62.0%)、『認知症予防』(54.0%)、『知的能動性』(46.2%)、『うつ予防』(36.1%)、『老研指標総合評価』(33.8%)の順で高くなっています。

市町別にみると、基山町では『運動器』『転倒』『閉じこもり予防』、上峰町では『口腔』『認知症予防』『うつ予防』の項目で圏域全体に比べてリスク該当者の割合が3ポイント以上低くなっています。

(%)

		調 査 数 〔人〕	生 活 機 能								日常生活・社会参加			
			虚弱	運動器	転倒	閉じこもり 予防	栄養	口腔	認知症 予防	うつ 予防	手段的 自立度 (IADL)	知的能 動性	社会的 役割	老研指 標総合 評価
			該当 (10点以上)	該当 (3点以上)	該当 (1点以上)	該当 (1点以上)	該当 (2点以上)	該当 (2点以上)	該当 (1点以上)	該当 (1点以上)	低下 (4点以上)	低下 (3点以上)	低下 (3点以上)	低下 (10点以上)
全 体		3,651	8.2	14.4	29.1	16.4	1.6	23.1	54.0	36.1	16.4	46.2	62.0	33.8
市 町 別	鳥栖市	1,739	8.6	15.4	29.7	16.2	1.7	24.3	53.7	36.3	16.8	46.6	63.6	34.7
	基山町	604	6.5	11.3	24.8	13.4	1.8	21.9	52.8	35.8	14.1	43.8	62.9	32.2
	みやき町	1,062	8.8	14.9	30.6	18.8	1.2	22.9	56.4	36.9	17.7	47.6	59.4	33.9
	上峰町	245	6.9	13.9	28.2	15.5	2.0	19.2	49.4	32.2	14.3	42.8	59.6	30.2
日 常 生 活 圏 域 別	鳥栖市 鳥栖地区	580	9.1	15.5	31.0	16.4	2.6	24.0	53.4	36.2	17.1	46.6	65.2	37.9
	鳥栖市 田代基里地区	371	11.6	15.9	30.5	18.6	1.1	25.3	58.5	39.4	19.4	49.5	62.5	32.6
	鳥栖市 若葉弥生が丘地区	276	5.8	13.0	25.4	14.5	0.7	24.6	50.7	35.5	14.8	44.6	67.0	34.8
	鳥栖市 鳥栖西地区	512	7.4	16.0	30.1	15.0	1.6	23.8	52.1	34.6	15.6	45.5	60.6	32.4
	基山町	604	6.5	11.3	24.8	13.4	1.8	21.9	52.8	35.8	14.1	43.8	62.9	32.2
	みやき町 中原地区	322	7.8	14.0	28.9	15.2	0.9	22.7	55.9	36.0	14.6	45.6	59.9	32.0
	みやき町 北茂安地区	461	9.3	15.4	33.4	19.5	1.1	23.9	55.1	41.6	17.6	50.1	62.5	37.3
	みやき町 三根地区	279	9.0	15.1	28.0	21.9	1.8	21.5	59.1	30.1	21.5	45.9	53.8	30.4
	上峰町	245	6.9	13.9	28.2	15.5	2.0	19.2	49.4	32.2	14.3	42.8	59.6	30.2

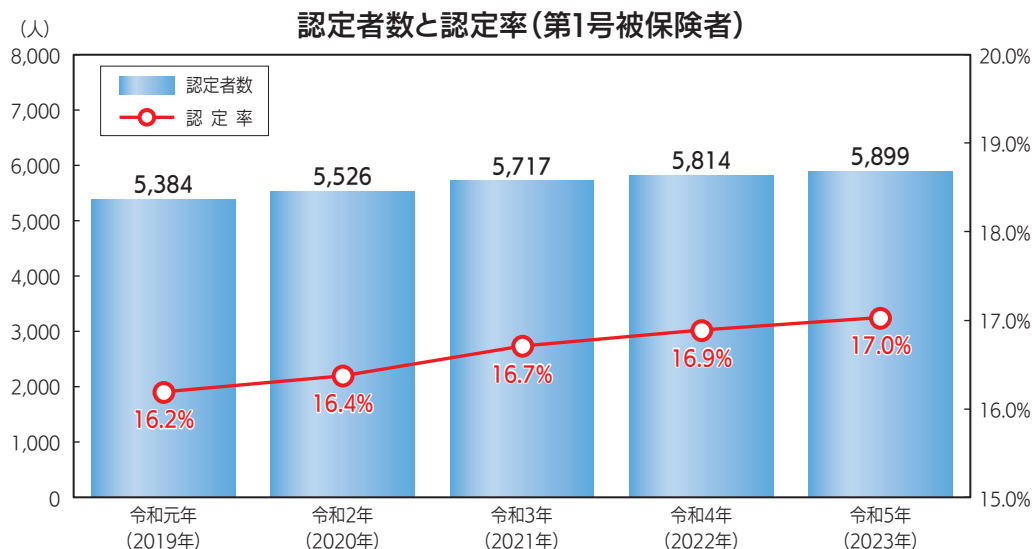
■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が高い(+3ポイント以上)

■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が低い(-3ポイント以上)

[認定者数と認定率]

認定者数は令和元(2019)年以降増加傾向にあり、令和5(2023)年には5,899人となっています。要介護度別にみると、特に要介護1が延びており、令和元(2019)年から226人増加しています。

また、認定率(高齢者人口に占める認定者の割合)は、令和5(2023)年10月1日現在で17.0%となっています。



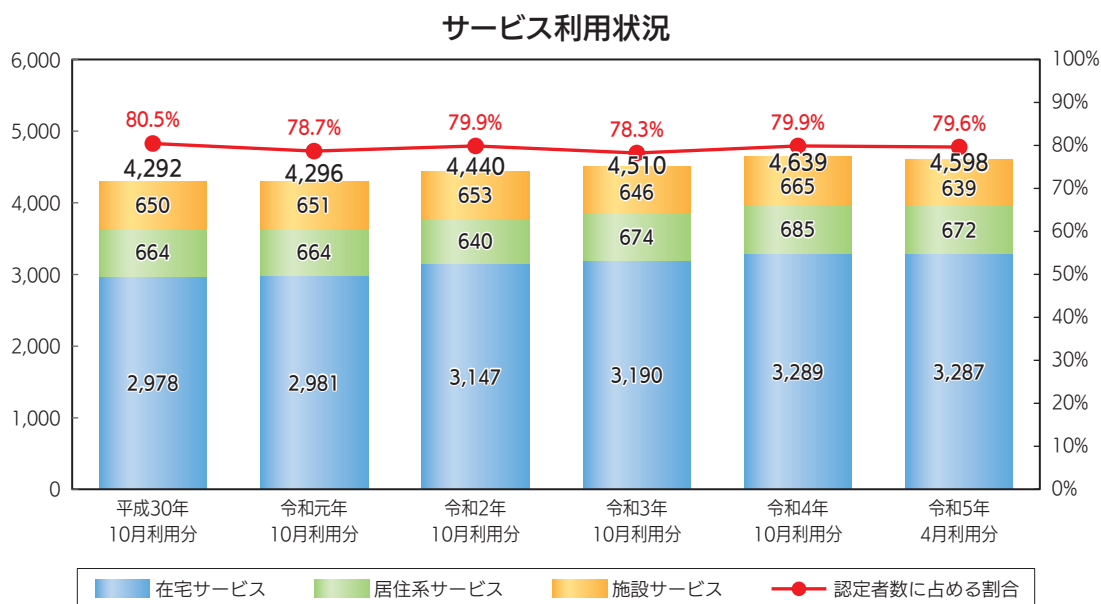
※鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課資料より (各年10月1日現在)

[サービス利用状況]

受給者数全体は、令和2(2020)年から令和4(2022)年にかけて増加傾向にありましたが、令和5(2023)年には4,598人に減少しています。

サービス類型別にみると、施設受給者数と居住系受給者数については、それぞれ640～680人、在宅受給者数については、徐々に増加し、令和5(2023)年には約3,300人となっています。

また、認定者数に占める受給者の割合は80%前後で推移しています。



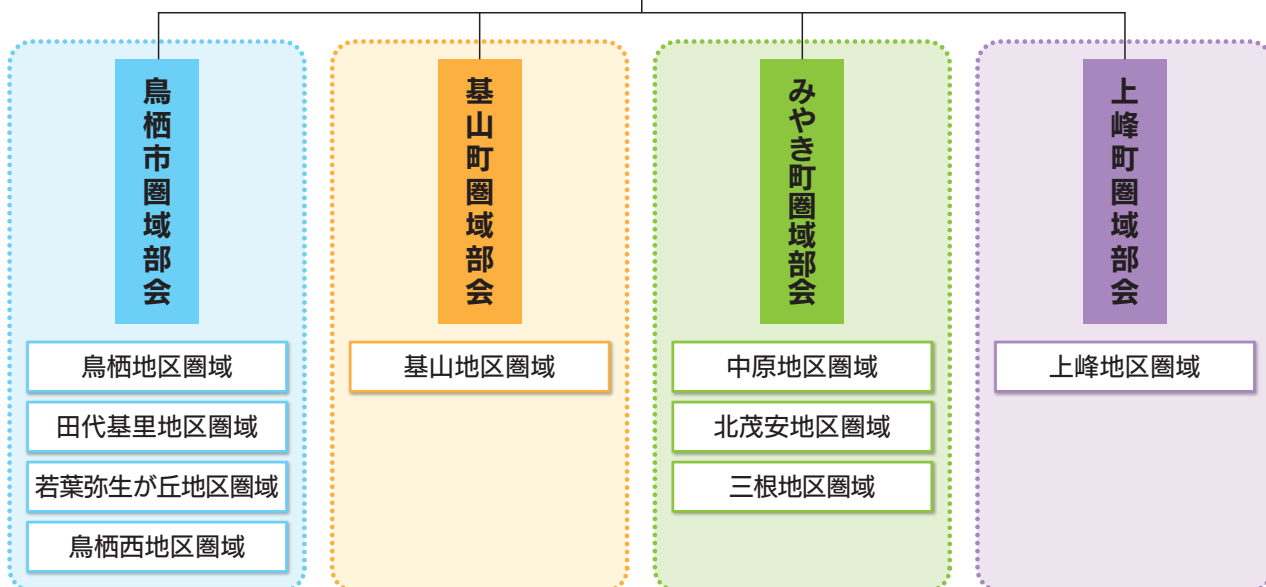
※介護保険事業報告各月報値 (地域包括ケア見える化システム)

※サービス類型間の名寄せはされていないため、利用者数合計にはダブルカウントを含む場合がある

地域包括ケアと日常生活圏域の考え方

本圏域では、地域包括ケアのさらなる推進のために中学校校区を基準とし、下記のとおり圏域を区分けいたしました。また、地域包括支援センターについては、鳥栖市、基山町、上峰町は圏域ごとに、みやき町は町内に1か所設置しています。

日常生活圏域（9圏域）



地域包括支援センターとは

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として「地域包括支援センター」を設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営に関わります。

市 町	セ ン タ ー 名	住 所	電 話 番 号
鳥 栖 市	鳥栖市鳥栖地区 地域包括支援センター	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
	鳥栖市田代基里地区 地域包括支援センター	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
	鳥栖市若葉弥生が丘地区 地域包括支援センター	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
	鳥栖市鳥栖西地区 地域包括支援センター	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
基 山 町	基山地区 地域包括支援センター	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
み や き 町	みやき町 地域包括支援センター	三養基郡みやき町大字白壁1074番地3 (市村清記念メディカルコミュニティセンター内)	0942-89-3371
上 峰 町	上峰地区 地域包括支援センター	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2 (老人福祉センターおたっしゃ館内)	0952-52-5250

計画の基本理念と基本目標

今後、高齢化率の上昇と高齢者一人を支える現役世代の減少、認知症の人、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加などが予想されます。また、医療の進歩や生活環境の改善、食生活の向上などにより平均寿命が延び続ける中で、日常生活を自立して元気に過ごせる期間である「健康寿命」を延伸することも重要です。そのため、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身がサービスの「担い手」側に立つことも含めて、高齢者が健康でいきいきと活躍できる場を創出していく必要があります。

本計画においては、第5期計画以降の基本理念である「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を継承し、これまでの本圏域における介護保険事業の取組やこれまでの国・県の動向等を踏まえつつ、引き続き「地域包括ケアシステム」の実現に向けて事業を推進していきます。

【計画の体系】



基本目標 1

介護予防・地域づくりの推進

高齢者の地域での継続した自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援サービスにより、元気な高齢者をはじめとする地域人材や地域資源を活用した多様な主体による生活支援サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加を推進します。

【基本施策1 健康づくり・介護予防の総合的な推進【重点施策】】

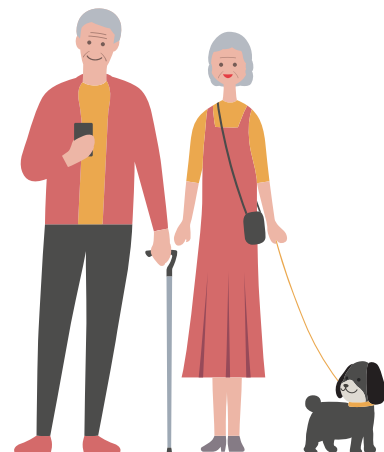
- ①高齢者実態把握事業
- ②多種多様な介護予防教室等の推進
- ③介護予防講演会
- ④身近な場所での介護予防体制の整備
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑥リハビリテーションの提供体制の充実
- ⑦保健事業と介護予防の一体的な実施
- ⑧ステップアップ通所型サービスの推進

【基本施策2 多様な主体による生活支援サービスの充実】

- ①生活支援体制整備事業
- ②地域ケア会議との連携
- ③高齢者の見守りネットワークの推進
- ④住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に関する情報提供

【基本施策3 高齢者の社会参加の推進】

- ①ボランティア育成事業
- ②サポーター(ボランティアポイント)事業の推進



基本目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」を構築していくため、地域ケア会議の充実など地域包括支援センターの機能強化とともに、在宅医療・介護の連携強化を図ります。

また、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を推進するため、国の「認知症施策推進大綱」の中間評価や令和5(2023)年6月に成立した認知症基本法に基づき、認知症の人やその家族等への支援を推進します。

【基本施策1 地域包括支援センターの機能強化】

- ①地域包括支援センターの周知
- ②多職種協働の地域ケア会議の開催
- ③地域包括支援センターの事業評価・点検
- ④地域包括支援センター専門職種会議の開催

【基本施策2 認知症施策の推進【重点施策】】

- ①認知症普及啓発事業
- ②認知症に対する地域支援づくり
- ③認知症疾患医療機関との連携
- ④認知症総合支援事業
- ⑤家族介護者に対する支援
- ⑥成年後見制度利用支援事業
- ⑦認知症対応型サービスに関する情報提供

【基本施策3 在宅医療と介護の連携】

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携



基本目標 3

持続可能な介護保険制度の運営

介護や支援が必要な状態になっても、要介護者等が自らの能力を生かして、できる限り住み慣れた家や地域で生活できるよう、施設サービスと居宅サービスのバランスを考慮し、ニーズに応じた介護保険サービスの提供に努めます。

また、高齢者人口の増加と現役世代の減少が見込まれるなか、介護保険制度の運営を持続可能なものとするためには、人材育成や職場環境改善等の介護人材の確保策や ICT 活用・文書負担軽減等の介護現場の生産性の向上策が重要です。

さらに、介護給付を必要とする被保険者を適切に認定した上で、被保険者が真に必要とするサービスを事業所が適切に提供するために、国の方針に基づき介護給付適正化に資する事業を推進していきます。

【基本施策 1 介護保険サービス提供体制の充実】

- ①介護サービス事業所に関する情報の提供
- ②介護保険出前講座
- ③高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービス事業所の充実
- ④介護あんしん相談員派遣事業
- ⑤介護施設における業務継続計画等の助言・指導
- ⑥介護事業所等における感染拡大防止策の周知啓発及び研修会の開催

【基本施策 2 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進【重点施策】】

- ①就労支援関係機関との連携
- ②国・県と連携した介護現場の生産性向上に向けた支援
- ③電子申請の推進
- ④介護職員等基礎研修事業
- ⑤介護支援専門員地域同行型研修事業

【基本施策 3 介護給付の適正化】

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン共同点検事業
- ③住宅改修・福祉用具等の点検・指導
- ④縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤集団指導・運営指導



地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防事業)、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者及び総合事業対象者などを対象として、訪問型サービスや通所型サービスなどを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」、65歳以上の方などを対象として、介護予防教室の開催や住民主体の介護予防活動の支援などを行う「一般介護予防事業」で構成されます。

本計画期間においては、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係機関との協議の場において医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行います。

また、新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場の参加率を向上させるため、通いの場の周知・啓発を強化します。

【包括的支援事業】

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業です。

- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 認知症総合支援事業

【任意事業】

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを実施します。

- ・ 介護給付等費用適正化事業
- ・ 家族介護支援事業
- ・ その他事業(成年後見制度利用支援事業・地域自立支援事業・住宅改修支援事業・地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業)

保健福祉事業

第9期介護保険事業計画期間中に、第1号被保険者の保険料を財源として保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止のために必要となる支援を行います。

低所得者への主な対応

【特定入所者介護(予防)サービス費】

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護(予防)サービス費として保険給付します。

【高額介護(予防)サービス費】

1 か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護(予防)サービス費として支給しています。

【高額医療合算介護(予防)サービス費】

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護(予防)サービス費として保険給付します。

【社会福祉法人による利用者負担軽減】

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人の利用者負担減額を行います。

【旧措置入所者への対応】

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所していた方(旧措置入所者)に、平成 12(2000)年 4 月 1 日からの 5 年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成 17(2005)年 4 月 1 日から、さらに 5 年間延長しています。

また、平成 17(2005)年 10 月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。

なお、この措置は平成 22(2010)年 4 月 1 日から当分の間延長するとされています。

【高額介護(予防)サービス費の貸付】

高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間に約 3 カ月を要するため、毎月の自己負担額の支払いが困難になる可能性があります。

その状況を少しでも緩和する措置として、高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

【境界層該当者への対応】

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護サービス費の利用者負担限度額、高額介護サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(これを「境界層該当者」という)については、その低い基準を適用することとしています。

【介護保険料の納付】

低所得者への配慮について、国の考え方にに基づき、当組合においても第 1 段階から第 3 段階までの保険料の一部に公費を投入して保険料の軽減を図ります。

【介護保険料の減免】

鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例第 11 条並びに鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険料減免取扱要綱において、(1)災害等により生活が著しく困難になった者(2)その他前号に準ずる特別の理由がある者に対し保険料を減免する旨、規定しています。

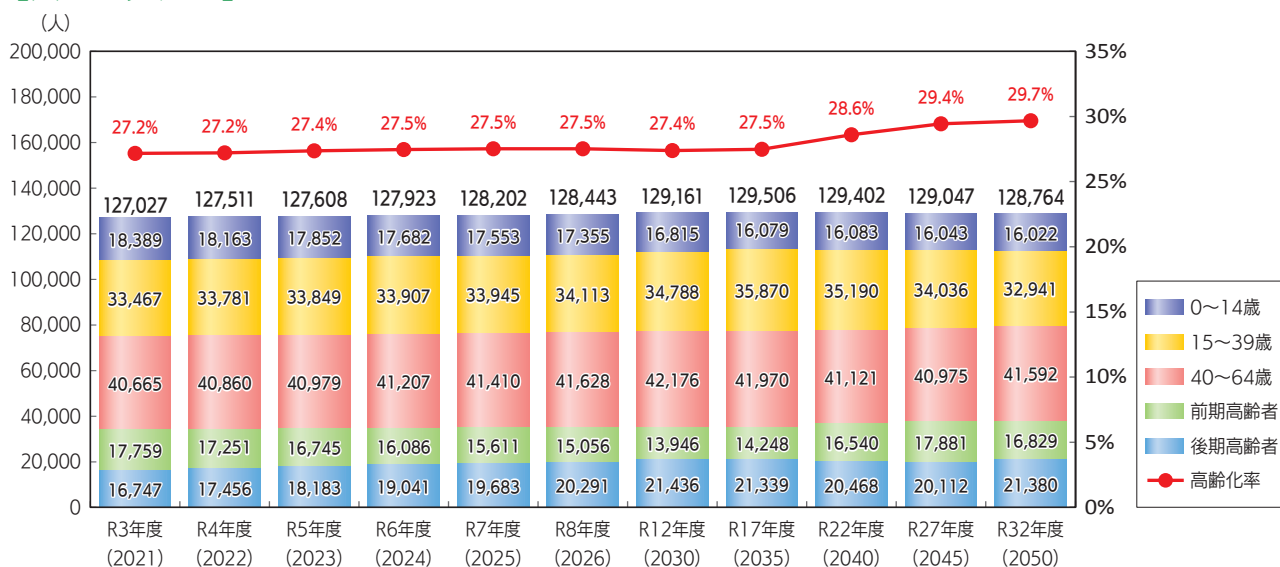
介護保険事業の見通し

将来の総人口については、令和8(2026)年度に128,443人にまで増加した後、令和17(2035)年度の129,506人をピークに減少していく見込みです。

前期高齢者については、令和8(2026)年度に15,056人、令和12(2030)年に13,946人にまで減少した後、増加していく見込みです。後期高齢者人口については、令和8(2026)年度に20,291人、令和12(2030)年に21,436人にまで増加した後、令和27(2045)年にかけて減少し、その後再び増加する見込みです。総人口に占める高齢者人口の比率(高齢化率)は令和17(2035)年頃まで横ばいで推移する見込みですが、それ以降は増加し、令和32(2050)年度には29.7%にまで達するものと想定されます。

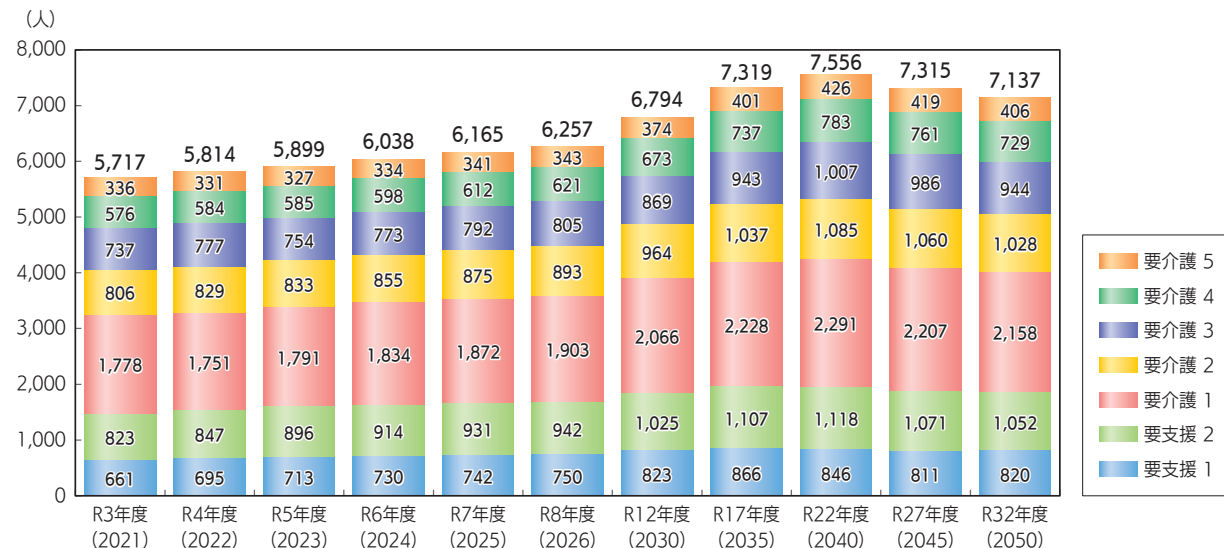
将来の認定者数については、令和8(2026)年度には6,257人となり、高齢者人口に対する認定者の比率(認定率)は、17.7%に達する見込みです。その後、認定者数は令和22(2040)年の7,556人をピークに減少していく見込みです。

【人口の見通し】



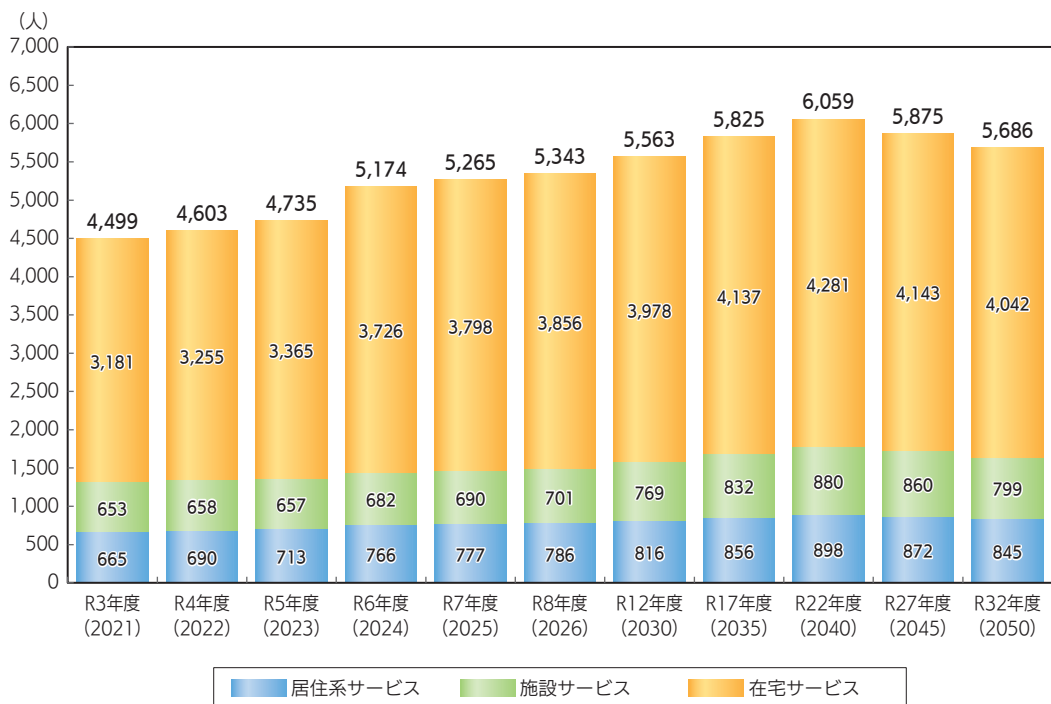
※各年10月1日現在

【認定者数(第1号被保険者)の見込み】



※各年10月1日現在

[サービス利用者数の見込み]



※在宅サービスとは、施設・居住系サービス以外のサービスのことです。
 ※施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の介護保険施設に加え、ここでは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含めます。
 ※居住系サービスとは、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指します。

[介護保険事業費]

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険事業費は、第9期3年間で312億16百万円を見込んでいます。

(単位：円)

	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	合計
標準給付費 計	9,485,923,472	9,670,384,057	9,814,289,057	28,970,596,586
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	9,125,846,000	9,309,868,000	9,453,773,000	27,889,487,000
特定入所者介護サービス費等給付額	128,914,511	129,077,648	129,077,648	387,069,807
高額介護サービス費等給付額	178,050,931	178,326,379	178,326,379	534,703,689
高額医療合算介護サービス費等給付額	39,614,000	39,614,000	39,614,000	118,842,000
算定対象審査支払手数料	13,498,030	13,498,030	13,498,030	40,494,090
地域支援事業費 計	727,618,000	749,463,799	768,819,360	2,245,901,159
介護予防・日常生活支援総合事業費	428,217,000	444,464,640	460,756,285	1,333,437,925
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	209,473,000	218,377,229	220,561,001	648,411,230
包括的支援事業(社会保障充実分)	89,928,000	86,621,930	87,502,074	264,052,004
介護保険事業費(標準給付費+地域支援事業費) 計	10,213,541,472	10,419,847,856	10,583,108,417	31,216,497,745

第9期の介護保険料の算定

第9期においては第1号被保険者の保険料として、3年間で約74億70百万円を収納する必要があります。

これに第9期に想定される保険料収納率を勘案すると、保険料賦課総額として約75億76百万円を第1号被保険者で負担し合うことが必要になります。

(単位：円)

保険料収納必要額		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	合 計
A	標準給付費見込額	9,485,923,472	9,670,384,057	9,814,289,057	28,970,596,586
B	地域支援事業費	727,618,000	749,463,799	768,819,360	2,245,901,159
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	428,217,000	444,464,640	460,756,285	1,333,437,925
D	第1号被保険者負担分相当額	2,349,114,539	2,396,565,007	2,434,114,936	7,179,794,481
		$(A + B) \times 23\%$			
E	調整交付金相当額	495,707,024	505,742,435	513,752,267	1,515,201,726
		$(A + C) \times 5\%$			
F	調整交付金見込交付割合	2.52%	2.53%	2.57%	
G	調整交付金見込額	249,836,000	255,906,000	264,069,000	769,811,000
		$(A + C) \times F$			
H	財政安定化基金拠出金見込額				0
I	財政安定化基金償還金				0
J	準備基金の残高(R5年度末の見込額)				1,000,000,000
K	準備基金取崩額				455,000,000
L	保険料収納必要額	$D + E - G + H + I - K$			7,470,185,207
M	予定保険料収納率				98.6%
N	予定保険料収納率を考慮した 保険料賦課総額	$L \div M$			7,576,252,745

上記の「予定保険料収納率を考慮した 保険料賦課総額」をもとに算定した、第9期における第1号被保険者の保険料基準額は年額68,292円(月額5,691円)となります。

〈保険料基準年額〉

＝ 保険料収納率を踏まえた必要額 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数
＝ 68,292 円 (基準月額：5,691 円)

第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期の保険料段階設定については、国の標準段階である第13段階を設定します。

区 分	対 象 者	料 率	保 険 料
第1段階	- 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 - 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額^(※1)と課税年金収入額^(※2)の合計が80万円以下の方 - 生活保護受給者	0.285	19,464円 (月額：1,622円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.485	33,132円 (月額：2,761円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.685	46,788円 (月額：3,899円)
第4段階	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税の課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	61,464円 (月額：5,122円)
第5段階	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税の課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	68,292円 (月額：5,691円)
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	81,960円 (月額：6,830円)
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	88,788円 (月額：7,399円)
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	102,444円 (月額：8,537円)
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	116,100円 (月額：9,675円)
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	129,756円 (月額：10,813円)
第11段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	143,424円 (月額：11,952円)
第12段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	157,080円 (月額：13,090円)
第13段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	163,908円 (月額：13,659円)

〔※1 課税年金〕 ○所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等（課税の対象となる年金）のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

〔※2 合計所得金額〕 ○収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

第9期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画〈概要版〉

令和6(2024)年3月

発行／〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1 鳥栖地区広域市町村圏組合

総務課（総務係） TEL:0942-81-4825 FAX:0942-85-2084
 （介護保険料係） TEL:0942-85-3637 FAX:0942-85-2084
 介護保険課（認定係） TEL:0942-81-3315 FAX:0942-81-3316
 （給付係） TEL:0942-81-3317 FAX:0942-81-3316
 （地域支援係） TEL:0942-81-3111 FAX:0942-81-3316

E-mail: tks@ktarn.or.jp / ホームページ <https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>